

(令和5年6月23日受付)

漏水時の水道料金について

■内容

以前、漏水のため高額な水道料金を支払いました。水道使用量が異常な場合、漏水はないのか？など注意喚起していただきたいです。

■回答

検針員が2か月ごとに訪問し、検針を行っていますが、その際に前回と比較して水道使用量が増加していた場合は、検針員によるメモ書き投函により、お客様にその状況を伝えています。

また、発見が困難な場所からの漏水は、田辺市指定給水装置工事事業者が修理を行い、その業者が修理した証明により水道料金の減額を行う制度があります。この制度は、お客様の過去の平均水道使用量から漏水量を算出し、平常時の使用量を超えた分に対して、一定の減額を行います。

なお、配水管（本管）から第一止水栓までが市の維持管理範囲となっており、それ以外の給水装置（メータは含まない）からの漏水による修理費用や水道使用料金は、お客様のご負担となりますのでご理解ください。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/kanri.html>

【水道部業務課】

※本件は、令和5年7月7日に回答したものです。